

価値倫理学論考 V

神 英 樹

Von der Wertethik

Hideki JIN*

要 旨

マックス・シェラーの『実質的価値倫理学』¹⁾の構造を明らかにするための論考を重ねて来たが小論はその「IV形式主義と人格」の「B 倫理的諸連関のうちなる人格」の「4 人格主義的倫理学の他の形態との関係における人格概念」の「その1からその4まで」を取扱う。ここでの中心的課題は「個別人格 (Einzelperson)」と総体人格 (Gesamtperson)」²⁾と「愛の国 (Liebesreich)」³⁾なる「生命共同体」の「理想」形態であろう。

序

これらの概念が明らかにされた時、その次に最後に究明されねばならないのは「秘奥人格 (Intime Person)」⁴⁾の概念である。これらが解き明かされる時初めて彼の「実質的価値倫理学」の構造と特徴が把握されるであろう。今日回それに迫るための論究である。

その1 歴史と共同体における自己価値としての人格の存在

ここでまず「人格の存在 (das Sein der Person)」がすべての共同体と歴史的過程の目標⁵⁾と見なされるか、あるいは単に「例えば文化の発展と促進する」⁶⁾程度においてのみの価値しかないものなのか問われる。

前者に属するものとしては「カント」と「ニーチェ」が挙げられている⁷⁾。これに対して後者に属するものとしては「社会主義的かつ共産主義的な思潮」⁸⁾が挙げられている。

カントとニーチェの場合両者の人格概念は根本的に相違していると言えるが、彼等に共通して言えることは、「共同体あるいは社会の価値と歴史的過程の価値を、これらのものが人格の存在 (ニー

チェの場合はきわめて大いに価値のある人格の存在、又カントの場合は各人のうちなる理性人格の存在) にこの人格の実在と活動との最適の基礎を与えることに適しているかどうか、適していればどの程度かということに即して測定する」⁹⁾ものであると言われる。ここではその詳細な論究は省略するが、結論として両者は「社会や共同体」という「人格」の容器や、その容器の行く末という歴史的過程の何たるかが最大の問題なのではなくて、あくまでも「人格」の「価値実現」が究極的な関心事であると言えよう。その限りでこの見解は当を得ているであろう。

又大胆に言うならば後者の「社会主義的かつ共産主義的思潮」の場合は、総じて言えば、例えばそれが「人間性」の実現、発揮を可能にするような「社会」の実現ということを経最大の課題とするけれども、そしてその課題の解決のためには多少の生命の犠牲をも敢えて辞さないというのであれば、それはやはりシェラーのとらえ方が当を得ていると言わねばならないであろう。

その2 人格と自己価値志向

ここでは「みずから失わんとする者のみのみがみずからを得る」¹⁰⁾こと、すなわち「人格の、みずからの最高の個有価値への意識的志向が必要なものとして妥当するか、あるいは逆に人格が意欲のどの作用のうちにもみずからの最高の固有価値を志向

* 教授 一般教科 (哲学)

しないことによってのみその固有価値に事実に
は到達しようという命題の妥当することに応じた
視点」¹¹⁾について言及される。

その3 人格と個人（人格主義と「個人主義」）

シェーラーの「人格主義 (Personalismus)」に
とってそれが「現存する倫理的思潮から大きく
それる所」¹²⁾はその人格主義が倫理的価値の担い手
として「人格の精神的個性 (Individualität) の
生成と存在に附与する位置以外にはない」¹³⁾とされ
る。つまり「各人は純粋な人格であるのと同じ程
度に個性的 (individuell) 存在であり、それゆえ唯
一回的存在であり、それと類似的に彼の価値は個
性的唯一回の価値である」¹⁴⁾（そしてこのことは又
「個別人格と同様に総体人格たとえばギリシャ民
族やローマ民族にも妥当する」¹⁵⁾）これに対応して
各人格にとって普遍妥当的な客観的善以外になお
「個人妥当的である善が存在する」¹⁶⁾ことが指摘さ
れ、この善に関しては「良心 (Gewissen)」が関与
することが言われる¹⁷⁾。

したがって倫理的価値の最後の担い手は「その
存在のみならず価値においても相異的であり、不
等式的である」¹⁸⁾ことになる。この点において正にシェーラーの強調する「個別的（個人的）倫理的価値」が成立するのである。

尚「個人的人格」は又「社会的人格」として見
なされることも否定はされないのは当然であるが
それは同様にまた「秘奥人格」として見なされる
ことが言われる。（この概念について先の項につい
て述べられる）この項では只「社会的人格」は「（と
くにカントにおいて）国法的市民 (die Staatsrecht-
liche Person) すなわち国家市民 (der Staatsbür-
ger) が社会的人格のうちで倫理的に重要な人格
概念一般として優遇されたが、やがて（なかでも
イギリス哲学において）経済的かつ私法的主体と
して優遇されることになった」¹⁹⁾ことが指摘される。

そしてここでのカントの「誤謬」は「たんなる
社会的人格を人格一般と理性人格 (die Vernunft-
person) を精神的—個性的な人格と同一化したこと
と、更にすべての法（私法等）の理念に対して
前提されているところの、平等に《妥当する》理
性人格の理念を国家市民的人格の理念と同一化した
こと」²⁰⁾であるとされる。

そして又カントの「自律的人格 (die autonome
Person)」²¹⁾においては「人格間の実質的な相異的
価値性は排除されており、同様にまたこの価値相
異性の唯一の可能的な担い手、すなわち人格の実

質的な個性性も排除されている」²²⁾

シェーラーの人格観では「倫理的価値の差異
化を基礎づける第一のものは各人の内なる等質的
な理性人格の、各人の作用（あるいは意欲作用）
に対する関係ではなく、そうではなくして諸人格
そのものが根源的に価値相異的なのである」²³⁾

ニーチェの場合は倫理的「個人主義 (Indivi-
dualismus)」²⁴⁾のうちでも「他のものとはまったく
相異した意味できわ立って—《豊かな》《偉大な》
個性性 (Individualität) の存在と活動を最高価値
の担い手として見なし、人間性のこの《最高の標
本》のために現存の最高の条件を作成することを
倫理的課題とする」²⁵⁾ものであると評価する。

ところが両者にとっては「人格は道徳的価値の
担い手であるのみならず、この価値を価値として
まずはじめて定立するものであり、言い換えれば
両者の個人主義は主観主義と価値唯名論を結びつ
け、カントの場合は超越論的主観主義と、ニーチ
ェの場合には経験的主観主義と結びついている」²⁶⁾
しかしシェーラーの場合には「人格はもっぱら究
極的な価値運搬者 (Wertträger) ではあるが、し
かしかなる観点でも価値定立者ではない」²⁷⁾さら
にまた彼らにとって「各人格はもっぱらに自己責
任的なものであるが—同時的にまた根源的におの
おの他の人びとの態度と意欲と行動とに対して
《共同責任的な (mitverantwortlich) 》ものでは
ない」²⁸⁾すなわち両者の「人格主義」は同時に「単
元論 (Singularismus) であり」²⁹⁾「カントのは理
論的單元論であり、ニーチェのは経験的單元論で
ある」³⁰⁾従ってこれらからは「連帯性の原理 (das
Solidaritätsprinzip) は否定されて」³¹⁾いと言わ
ねばならない。しかるにシェーラーの「秘奥人格
にとって根源的連帯性の原理は、この原理は精神
的人格一般に対して妥当するから、妥当する」³²⁾「秘
奥人格も人格としては人間の提示している感性的
—生命的一精神的な存在者の成層の統一性の秘奥
的側面における精神的中核にほかならない」³³⁾「そ
れゆえ人間は相対的な秘奥人格として、また、相
対的な秘奥人格としての他の人間との本来的な結
合形式を見えている」³⁴⁾この点が異っていると指摘
されるのである。

その4 個別人格と総体人格

ここでは「個別人格 (Einzelperson)」³⁵⁾と「総
体人格 (Gesamtperson)」³⁶⁾についての様々な考
察がなされているが今回の場合はその内の若干に
触れることに止めたい。

「人格はおのおのの心理的体験をその背後根拠の上に見出し、—これと同様に人格は自身にとって自身の作用遂行のうちで、ある種の抱括的な人格共同体の構成員として自己体験³⁷⁾する。そしてまた「各人は—社会的統一態 (Sozialeinheit) と呼ばれるところの集中化されている体験諸連関の総体性の《構成員 (Glieder)》として自認するのみならず—各人はまたこの全体のうちなる倫理的主体として—《共同活動者 (Mittäter)》《共同人 (Mitmensch)》として、かつまた《共同責任者 (Mitverantwortlicher)》としても与えられている」³⁸⁾

そしてここでの「相互共同的—体験作用の総体性のうちなる体—体験 (Er-leben) の多様な中心は—総体人格として特徴づけられる」³⁹⁾ものである。

そして一方「人格の個別人格としての存在は人格と人格世界との内部では一般に単独化する独自の作用の本質に属する作用(自己意識、自己尊重、自己愛、良心の試練等)の部門のうちで構成される」⁴⁰⁾が「総体人格の存在は社会的作用のうちで構成される」⁴¹⁾《相互的共同体験》の様式を具える一切の体験のそのつどの総体的内実⁴²⁾は共同体の世界であり、いわゆる総体世界 (Gesamtwelt) であり、作用の側に立つこの世界の具体的主体は総体人格である」⁴²⁾これに対して「単独化する作用と独自の体験との様式を具える一切の体験のそのつどの内実は個別者の世界あるいは個別世界 (Einzelwelt) であり、作用の側に立つこの世界の具体的主体は個別人格である」⁴³⁾

そしておのおのの「有限的人格」⁴⁴⁾には「個別人格」と「総体人格」が「所属」するが⁴⁵⁾、又それらには「総体世界」と「個別世界」が対応する。

シェーラーはアリストテレスの「人間は理性者として自然からポリスの動物 (ζῶον πολιτικόν) である」⁴⁶⁾という学説を挙げ、「アリストテレスにとっては個別人格は総体性と等根源的ではなく—総体性に対して派生的である」⁴⁷⁾「人格は共同体(まず第一に国家)の構成員であることに没頭して、そのような彼に帰着する価値に対して何ら独立的な固有価値をもたない」⁴⁸⁾これに対して「各人格は等根源的に個別人格であり(本質的に)総体人格の構成員であり、彼の個別人格としての固有価値は彼のそうした成員としての価値からは独立的である」⁴⁹⁾そして「アリストテレスは総体人格の概念を識らない」⁵⁰⁾「彼にとってもロゴスや形相や理性が人格の理念の上に位し、従って彼にとっては国家も主権的な人格意志ではなく、諸法則に従う民族共同体の形相と理性的秩序にすぎない」⁵¹⁾と指摘

する。

さてここで「共同体 (Gemeinschaft)」⁵²⁾と「利益社会 (Gesellschaft)」⁵³⁾に対するシェーラーの見解について述べておこう。「共同体が自然的統一態であるのに対して、利益社会はまず第一に個別者たちの技工的統一態として定義され、このうちでは根源的な《相互的共同体験 (Miteinanderleben)》はまったく成立せず、むしろ個別者間のすべての結合は第一に特殊的な意識的な諸作用によって作成される」⁵⁴⁾のものであると言われる。そしてここには「倫理学的にも法律的にもどんなたぐいの根源的な共同責任性は存在しないで、むしろ他人に対する片務的な自己責任性 (einseitige Selbstverantwortlichkeit)」⁵⁵⁾が基礎づけられるところの「契約 (Vertrag)」⁵⁶⁾という「私法 (privates Recht)」⁵⁷⁾の世界であることが指摘される。

しかし他面において「利益社会」は「未成熟な人間 (die unmundigen Menschen) をもともに抱括する生命共同体との区別において成熟した自己意識的な個別人格 (mündige und selbstbewußte Einzelperson) の統一態である」⁵⁸⁾そしてこの利益社会の「構成要素 (Elemente) は個人的な精神的人格という意味での個体ではなく、初めから平等であり等価値的であるが、それは彼らの実質的な個体的内実のゆえにではなく、ただ彼らの個別的人格としての形式上の性格のゆえ」⁵⁹⁾であると言われる。

さてシェーラーはこのようにして諸々の社会的倫理的統一態を考察して来て最後に描こうとするのは「自主的・精神的・個性的な総体人格の《うちにある》自主的・精神的・個性的な個別人格の統一態」⁶⁰⁾である。これこそが実は「真実の原始キリスト教的な共同体思想の中核と斬新を形成し、ここにいわば初めて歴史的発見に到達した統一態である」と主張するところのもの⁶¹⁾である。これはかの「利益社会がたんに打算社会的な、いずれの倫理的連帯性をも否定するエートス」⁶²⁾であるのに対して、「キリスト教団 (corpus christianum) における万人の救済連帯性というキリストの愛の理念に基礎づけられた思想と合一する」⁶³⁾ところのものとして評価するのである。

この段階において「おのおのの有限的人格は個別人格であると同時に総体人格の構成員であり、このようなものであることと同様に又そのようなものとして体験することが、有限的人格の本質」⁶⁴⁾の中にあるとされる。

ここから「責任性 (Verantwortlichkeit)」⁶⁵⁾に

関して述べるならば「生命共同体においてはすべての責任の担い手は共同体の実在性であり、個別者はただ共同体に対してのみ共同責任を負うのであるが」⁶⁶⁾ここでは鋭く相異して、「各個別者と総体人格は自己責任的であるが、しかし又同時に各個別者が総体人格に対して共同責任を負うのと同様に、また総体人格はその構成員のおのおのに対して共同責任を負う」⁶⁷⁾したがって共同責任性は相互的なものであり、同時に両者の自己責任性を排除しない⁶⁸⁾のであり、「総体人格であれ個体人格であれ人格はいずれも諸人格中の人格を前にして、すなわち神を前にして責任を負うものであり、しかもそれは人格の自己責任性と人格の共同責任性に即してである」⁶⁹⁾

これに関連して「利益社会の段階において消失し」⁷⁰⁾「生命共同体のうちで支配した」⁷¹⁾ところの「連帯性 (Solidarität)」⁷²⁾の原理はここで新しい意味を有するに至ることが言われる。すなわち「個別人格はすべての他の個別人格に対してただだんに総体人格の《うち》でその構成員としてのみ社会的構造における職や位やその他の位置の価値の代表者として共同責任を負うのみならず、また第一に唯一無二の人格個体として、かつ以前の意味における個性的良心の担い手として共同責任を負うのである」⁷³⁾この段階で各人は倫理的自省にあたって、また私自身が精神的個体として《私にとっての自体的に善なるもの》をより注目し、あるいはより多く意欲し、実現したとすれば、どうであったろうか？とも自問すべきである⁷⁴⁾すなわち「普遍妥当的にそれ自体善なるもの以外にもなお個体妥当的に善なるものが存在するであろう」⁷⁵⁾という命題は、したがって「連帯性の原理を排除するどころか、むしろこの原理の最高の形式」⁷⁶⁾へと導くのであるとされる。かくしてその原理は「代替可能な連帯性の原理から代替不可能な原理となる」⁷⁷⁾のである。ここに正にシェラーの倫理学の立脚する原理がある。それはカントの「普遍妥当性」を専ら要件とすることに対して「個人妥当性」の原理である。更にシェラーの倫理学をより現実的・積極的な性格にしているのがこの「連帯性」の原理であろう。この「連帯性の原理はわれわれにとって永遠の存立部分であり、それはいわば有限なる倫理的人格の宇宙の根本簡条である」⁷⁷⁾この原理の妥当性によってはじめて総体的な道德的世界は、これが広く空間的・時間的にのびて行くともあるいは変化しようとも——全体としてみずからの存在の各瞬間のうちに唯一の倫理的総体

価値を所有するところの、一つの偉大な全体となる」⁷⁸⁾ものであり、この総体価値に個々人の為す「善と悪」や「責めと功」は「総和」とは見なされず⁷⁹⁾、むしろ「そのつどの人格は、個別的であれ総体的であれ、みずからが特殊的に唯一無二の構成員であることに比例して関与する」⁸⁰⁾のである。

この「偉大な崇高な原理の本質的基礎」⁸¹⁾は何に基づくのか。その第一は「倫理的連帯性を可能ならしめる」⁸²⁾ところの「特定的人格と他の人格とのあいだの経験的な実在的連結が実在的であること——偶然的である原因を有するにしても」⁸³⁾という命題である。そして次にそれを「必然的ならしめるもの」⁸⁴⁾としての命題は「倫理的態度の諸様相の本質的な相互性と価値的な相互性についての形式的命題」⁸⁵⁾であり、またこれに対応しているところの「社会的諸作用の根本様式間にある本質連関に関する実質的な諸命題」⁸⁶⁾であるとされる。これらの「相互性は社会的諸作用が愛や尊敬や約束や命令などの本質を具えた作用としてあるべき理念的な意味統一性に基づいているのであり、この作用は意味統一的な事態一般を形成するために愛し返し (Gegenliebe) や受諾や服従などを理念的な存在対応態として要求する」⁸⁷⁾ものである。

このようにしてシェラーは「社会的統一の最高形式の理念——個性的・自主的・精神的な個別人格から成る、それと同様な総体人格の多数性のうちの連帯的な愛の国 (Liebesreich) という理念に到達」⁸⁸⁾する。これがシェラーの描く理想の倫理的共同体であろう。この中では個性を持つ個別的人格が正にその個別性のゆえに各々がその生きる場所を得て生き生きと個有の価値を発揮することができる。そしてまた個別の価値実現の存在であるとともにまた社会的連帯との関わりをもつことができる。カントにおいては欠落していたところの実存の意味がここに強く主張され、そして又社会的連帯としての個人の位置も得ることができるのである。

以上によってシェラーの「実質的価値倫理学」の大半は明らかになったものと思う。ここで残された課題は「序」に触れたように「秘奥人格」の概念である。これが次号において究明された時その全てが顕わになるものと期待できよう。

註

- 1) Max Scheler, Der Formalismus in der Ethik und die materiale Wertethik, (以下 Form. と略

記する。頁付は Francke Verlag Bern, Sechste, durchgesehene Auflage, 1980 による。)

- 2) Form. S. 497.
- 3) Form. S. 527.
- 4) Form. S. 497.
- 5) Form. S. 493.
- 6) a. a. O.
- 7) Form. S. 494.
- 8) a. a. O.
- 9) a. a. O.
- 10) Form. S. 493.
- 11) a. a. O.
- 12) Form. S. 499.
- 13) a. a. O.
- 14) a. a. O.
- 15) a. a. O.
- 16) a. a. O.
- 17) a. a. O.
- 18) a. a. O.
- 19) Form. S. 501.
- 20) Form. S. 502.
- 21) Form. S. 505.
- 22) a. a. O.
- 23) Form. S. 506.
- 24) Form. S. 505.
- 25) a. a. O.
- 26) Form. S. 506.
- 27) a. a. O.
- 28) a. a. O.
- 29) a. a. O.
- 30) a. a. O.
- 31) a. a. O.
- 32) Form. S. 503.
- 33) a. a. O.
- 34) a. a. O.
- 35) Form. S. 509.
- 36) a. a. O.
- 37) a. a. O.
- 38) Form. S. 510.
- 39) a. a. O.
- 40) Form. S. 511.
- 41) a. a. O.
- 42) a. a. O.
- 43) a. a. O.
- 44) a. a. O.
- 45) a. a. O.
- 46) Form. S. 513.
- 47) Form. S. 514.
- 48) a. a. O.
- 49) a. a. O.
- 50) a. a. O.
- 51) a. a. O.
- 52) Form. S. 517.
- 53) a. a. O.
- 54) a. a. O.
- 55) a. a. O.
- 56) Form. S. 518.
- 57) a. a. O.
- 58) a. a. O.
- 59) Form. S. 519.
- 60) Form. S. 522.
- 61) a. a. O.
- 62) a. a. O.
- 63) a. a. O.
- 64) a. a. O.
- 65) a. a. O.
- 66) a. a. O.
- 67) a. a. O.
- 68) a. a. O.
- 69) a. a. O.
- 70) a. a. O.
- 71) Form. S. 523.
- 72) a. a. O.
- 73) a. a. O.
- 74) a. a. O.
- 75) a. a. O.
- 76) a. a. O.
- 77) a. a. O.
- 78) a. a. O.
- 79) a. a. O.
- 80) a. a. O.
- 81) a. a. O.
- 82) Form. S. 524.
- 83) a. a. O.
- 84) a. a. O.
- 85) a. a. O.
- 86) a. a. O.
- 87) a. a. O.
- 88) Form. S. 527

(昭和63年11月29日受理)

